

令和4年度 指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況

1 指導検査

実地指導

ア 実施事業所（事業者）数
20事業所（18事業者）

イ 実施事業数

36事業

【内訳】

事業種別	実施数 ()
居宅介護	8
重度訪問介護	7
同行援護	5
短期入所	1
就労移行支援	3
就労継続支援B型	2
就労定着支援	2
共同生活援助	5
小 計	33

事業種別	実施数 ()
児童発達支援	1
放課後等デイサービス	1
保育所等訪問支援	1
小 計	3

1事業所において複数の事業を運営している場合、各々計上しています。

ウ 指導事項

(ア) 文書による指導数

延べ55事業（対象：36事業）

(イ) 指導事項の内容

指導事項	事業数
身体的拘束等の適正化を図るために必要な体制の整備等の措置を適切に行っていないので是正すること。	16
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等の措置を適切に行っていないので是正すること。	8
利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示等を行っていないので是正すること。	3
運営規程に定めるべき必要な事項が不足しているので是正すること。	2

指導事項（続き）		事業数
利用者から支払を求めることが適当なものに限っていないので是正すること。		2
モニタリングに係る結果の記録を適正に作成していないので是正すること。		2
支給決定障害者からサービスの提供を受けたことについて確認を受けていないので是正すること。		2
個別支援計画の作成を行っていないので是正すること。		2
個別支援計画の原案を適正に作成していないので是正すること。		2
個別支援計画について通所給付決定保護者等に対して適正に説明をしていないので是正すること。		2
業務管理体制の整備に関する事項を届け出していないので是正すること。		2
基本報酬の算定が不適正なので是正すること。		2
その他	加算の算定が不適正なので是正すること。	4
	利用者に対するサービスの提供に関すること	3
	事業所の運営に関すること	3
合計		55

エ 改善状況（令和5年6月30日現在）

	文書指摘あり		文書指摘なし	合計
	改善済	改善中		
事業所数	13	1	6	20

集団指導

実施はありませんでした。

2 監査

実施はありませんでした